

誰もが安心・安全に過ごすため公衆喫煙所の整備費用を補助します

令和8年度 長岡市まちなか分煙化事業補助金

公衆喫煙所の設置費用を

補助率 **100%** (上限500万円) 補助します

※維持管理費は民間事業者負担とします

補助金の目的

受動喫煙防止

適切な公衆喫煙所を整備することで非喫煙者がタバコ等の煙に晒される機会を減らします

環境美化の向上

吸い殻のポイ捨てや路上喫煙を抑制し、長岡のまちなかを美しく清潔に保ちます

回遊性の向上

喫煙者と非喫煙者が共存できる空間を設けることで、中心市街地の滞在快適性を高めます

補助金の概要

対象区域	中心市街地活性化区域内(長岡駅周辺の手通りエリア等)
補助対象者	当該区域で公衆喫煙所を設置・運営する民間事業者
補助対象経費	【整備費】工事費、設計費、設備・備品購入費(換気扇、灰皿、パーテーション等)
補助率・上限	補助率:100%(全額補助) / 上限:500万円
維持管理費	民間事業者負担(清掃費、光熱費、水道代、廃棄物処理費、賃借料等)

整備・運営の要件

- 誰もが利用可能な公衆喫煙所としてください
- 運営期間が3年未満の場合は補助金の返還が必要です

募集時期

令和8年6月～(予算額に達した場合は受付を終了します)

申込・詳細

必要書類を確認の上、メール又は持参してください。詳しくは市のホームページを参照



市のホームページ

お問合せ

長岡市中心市街地整備室

〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト7階

TEL:0258-39-2807 FAX:0258-39-2827 E-mail:shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp

